

作業主任者が必要不可欠です

①現場での作業主任者の配置

それだけではダメなんです!!

②作業主任者の選任と周知

安全に対する正しい
知識と作業の進行

法令違反に
ならないために…!

作業内容の
点検と指揮

労働者への
教育

会社と従業員を
守るために…!

責任者の
明確化と周知

木造建築物の組立て等作業主任者

- 開催日 2017年7月11日(火)～7月12日(水)
- メ 切 2017年7月4日(火)〈必ず、2日間の受講義務があります〉
- テキスト代 1,540円

受講資格等

講習は全て18才以上の方で、かつ次の条件に該当する方を対象とします。
(1) 木造の組立て、解体又は変更に関する作業に、3年以上従事した経験を有する方。
(2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、木造の組立て、解体に関する学科を専攻して卒業した方で、その後2年以上同作業に従事した経験を有する方。

足場の組立て等作業主任者

- 開催日 2017年7月19日(水)～7月20日(木)
- メ 切 2017年7月12日(水)〈必ず、2日間の受講義務があります〉
- テキスト代 1,650円

受講資格等

講習は全て18才以上の方で、かつ次の条件に該当する方を対象とします。
(1) 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に、3年以上従事した経験を有する方。
(2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、足場の組立て、解体に関する学科を専攻して卒業した方で、その後2年以上同作業に従事した経験を有する方。

型枠支保工の組立て等作業主任者

- 開催日 2017年6月13日(火)～6月14日(水)
- メ 切 2017年6月6日(火)〈必ず、2日間の受講義務があります〉
- テキスト代 1,950円

受講資格等

講習は全て18才以上の方で、かつ次の条件に該当する方を対象とします。
(1) 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に、3年以上従事した経験を有する方。
(2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した方で、その後2年以上同作業に従事した経験を有する方。

木材加工用機械作業主任者

- 開催日 2017年6月20日(火)～6月21日(水)
- メ 切 2017年6月13日(火)〈必ず、2日間の受講義務があります〉
- テキスト代 2,160円

受講資格等

講習は全て18才以上の方で、かつ次の条件に該当する方を対象とします。
(1) 木材加工用機械による作業を3年以上従事した経験を有する方。
(2) その他厚生労働大臣が定める者。

■時間 AM 9:00～PM 6:00

■会場 愛知県建設センター

※木材加工用機械作業主任者講習会はPM 7:00まで

■受講料 各6,000円(税込・テキスト代別途)

各締切日は、受講用の申込書の提出と受講料・テキスト代の支払い完了の期日です。

FAX (052) 841-4591

申込資料の請求はFAXにて 受講用の申込書を郵送いたします!

以下に必要事項を記入下さい。

会社名	フリガナ	氏名	フリガナ
住所	〒□□□□-□□□□		
生年月日	昭・平 年 月 日	携帯電話等	(緊急連絡先)
講習会 ご希望に○を 付けて下さい。	<input type="checkbox"/> 木造建築物の組立て等 作業主任者	<input type="checkbox"/> 足場の組立て等 作業主任者	<input type="checkbox"/> 木材加工用機械 作業主任者 <input type="checkbox"/> 型枠支保工の組立て等 作業主任者

当センターでは、個人情報保護に関する法律を遵守しています。ご記入いただいた情報は、本件に関する連絡のみに利用させていただきます。H29.3第190号



職業訓練法人
愛知県建設センター

〒466-0044 名古屋市昭和区桜山町3-51-2
TEL (052) 852-6328
FAX (052) 841-4591



0120-192764



裏面色のみ

